

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

農業経営課

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律			法令番号	平成25年法律第101号		
手続名	農用地利用集積等促進計画による貸貸借、使用貸借又は農業經營等の委託の解除の承認			根拠条項	第21条第2項		
審査基準	<p>○ 農地中間管理機構は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法第六条の二第二項の規定による通知を受けたときは、都道府県知事の承認を受けて、前項に規定する農用地等に係る貸貸借、使用貸借又は農業經營等の委託の解除をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。 二 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき。 三 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。 						

受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	標準処理期間	—	目次No.
						標準経由期間	—	